

平成25年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成25年3月22日(金) 午前10時29分開議

(追加) 日程第 1 愛荘町自治基本条例の制定について撤回の件

日程第 2 議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算

日程第 3 議案第31号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 4 議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算

日程第 5 議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 6 議案第34号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第 7 議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算

日程第 8 議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

(追加) 日程第1から日程第8

追加日程第 1 報告第 1号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告について

追加日程第 2 議案第37号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第38号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて

追加日程第 5 議案第40号 議会の議決を得た契約の変更について

追加日程第 6 議案第41号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)

追加日程第 7 議案第42号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)

追加日程第 8 請願第 1号 米軍関係者による事件、事故における第1次裁判権放棄の密約の破棄および日米地域協定の見直しを日本政府に求められるよう請願

追加日程第 9 請願第 2号 年金2.5%の削減中止を求める請願

(追加) 日程第 1 意見書第1号 年金2.5%削減中止を求める意見書

追加日程第10 議提第 1号 議会改革特別委員会設置期限延長に関する決議

追加日程第11 選挙第 1号 愛知郡広域行政組合議員の選挙

追加日程第12 議提第 2号 議員派遣について

出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡 ぬみ子君	12番 瀧 すみ江君
13番 森 隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己 保君	16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村西俊雄君	副 町 長	宇野一雄君
総務主監	福田俊男君	理 事	細江新市君
会計管理者	西川都々子君	まちづくり推進室主監	林 定信君
農林建設主監	山田清孝君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	辻 善嗣君	住民福祉主監	杉本幸雄君
総務課長	小杉善範君	教育次長	村西作雄君
環境対策課長	飯島滋夫君	住民課長	中村治史君
福祉課長	岡部得晴君	人権政策課長	楠神英司君
子ども支援課長	川村節子君	農林振興課長	北川元洋君
建設・下水道課長	中村喜久夫君	教育振興課長	青木清司君
給食センター所長	満島徳男君		

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田幸子	書 記	小泉周子
--------	------	-----	------

開議 午前 10 時 29 分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君）

皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

審議に入る前に暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午後 1 時 09 分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に、教育長ならびに教育主監が公務のために欠席ということ報告をさせていただきますと思います。

◎議案第 2 号の撤回、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 1、愛荘町自治基本条例の制定について撤回の件を議題にします。

お手元に配付のとおりでございます。愛荘町長から提出された愛荘町自治基本条例の制定について撤回したいとお申し出があります。愛荘町自治基本条例の制定について撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。愛荘町自治基本条例の制定について撤回の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、愛荘町自治基本条例の制定について撤回の件を議題にいたします。

愛荘町長から愛荘町自治基本条例の制定について撤回の理由を求めます。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 今議会に愛荘町の自治基本条例の制定をめざして提案をさせていただいたところでございますが、議論いろいろといただいているところございまして、なおまだ共通の理解を得るためにはもう少し時間がかかる、基本的にはご理解をいただいているところでございますけれども、文言等についての理解をさらに深めていく必要があるというふうに判断をいたしましたところであります。

また、さらに議会の方でも議会改革の基本条例の制定をめざして鋭意努力をされている最中でもございまして、議会と執行部は両輪として共通の理解をお互いに深めながら、まちづくりのために頑張っていくために、しばらく時間を取って、そして勉強をさらに重ねていく必要があるというふうに判断をいたしましたところでございます。

今後、ともどもに学習を重ね、さらに共通の理解に達するように最善の努力をさせていただきたいと思っておりますので、今議会のこの基本条例の制定について撤回をさせていただきたくお願いをいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） お諮りします。ただいま議題となっております愛荘町自治基本条例の制定について撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。したがって、愛荘町自治基本条例の制定について撤回の件を許可することに決定いたしました。

◎議案第30号～36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 次に、日程第2、議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算から日程第8、議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを一括議題として、3月5日の議事を続けます。

まず、日程第2、議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算は予算特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。予算特別委員会、西澤委員長。

〔予算特別委員長 西澤久仁雄君登壇〕

○予算特別委員長（西澤久仁雄君） 予算特別委員会、委員長報告を行います。

平成25年3月22日 愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町予算特別委員会委員長 西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会

規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月15日に総務部門、民生部門、産業建設部門および教育部門に分けて部門別に総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容は、総務部門は旧愛知郡役所を愛知高校に移転し保存することについて、旧愛知川警部交番の改修について、自然観察の森整備について、民生部門はごみ処理機設置工事について、健康増進計画および食育推進計画改定業務委託料について、産業建設部門は通学路について、本町のTPPの考え方について、着ぐるみあしょうさんの活用について、有害鳥獣の駆除について、文化財の補助金について、教育部門は現場と教育委員会の連携について、放射能教育について、図書館長の運営方針について、教育センターの運営について、最後に総括質疑として、旧愛知郡役所を愛知高校に移転して保存することについて、旧愛知川警部交番の改修について、自然観察の森整備についてなど活発な審議が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算は原案のとおり決定いたしました。

ここでお願いがございます。平成25年度当初予算概要に関しまして、あまりにも訂正の部分が多くありましたので、今後はこのようなことがないように十分気を付けてお願いしておきます。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 次に、町長より報告事項がありますので、報告を求めます。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） この25年度予算編成にあたりましては、町長、議員ともども今任期中の最後の年となりましたが、将来の愛荘町の夢を次世代につないでいくための大事な予算案であると考えております。

議会におかれましては、議員全員で構成する予算特別委員会で連日慎重な審査議論をいただきありがとうございました。委員会でいただきましたご意見、ご提案について、今後予算執行の段階におきまして十分協議を行って実行してまいりたいと考えておりますので、この予算案の議決をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 以上で報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。本案に対する予算特別委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。着席をお願いします。よって、議案第30号平成25年度愛荘町一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第31号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は同和対策特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会委員長の審査報告を求めます。同和対策特別委員会、伊谷委員長。

〔同和対策特別委員長 伊谷正昭君登壇〕

○同和対策特別委員長（伊谷正昭君） 同和対策特別委員会、委員長報告を行います。

平成25年3月22日 愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町同和対策特別委員会委員長 伊谷正昭

本委員会に付託をされました議案は審議の結果、次のとおり決定をいたしましたので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果 議案第31号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月14日に同和対策特別委員会委員7名の出席がありました。質疑なく、討論を経て採決の結果、全員賛成で、議案第31号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は原案のとおり決定をいたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。本案に対する同和対策特別委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、議案第31号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は総務常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務常任委員会委員長の審査報告を求めます。総務常任委員会、西澤委員長。

〔総務常任委員長 西澤久仁雄君登壇〕

○総務常任委員長（西澤久仁雄君） 総務常任委員会、委員長報告を行います。

平成25年3月22日 愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町総務常任委員会委員長 西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月7日に総務常任委員6名の出席がありました。質疑はなく、討論を経て採決の結果、全員賛成で議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。この評決は起立によって行います。本案に対する総務常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第6、議案第34号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第7、議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別会計予算は教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会委員長の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、河村委員長。

[教育民生常任委員長 河村善一君登壇]

○教育民生常任委員長（河村善一君） 教育民生常任委員会、委員長報告を行います。

平成25年3月22日 愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町教育民生常任委員会委員長 河村善一

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。

議案第34号 平成25年度後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。

議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月8日、教育民生常任委員5名の出席がありました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、国民健康保険事業特別会計財政調整基金の繰入について、国保ヘルスアップ支援事業について、前期高齢者についてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑等審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第34号 平成25年度後期高齢

者医療事業特別会計予算を可決することと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、財政安定化基金について、介護保険料について、認定調査業務について、介護給付費準備基金についてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、議案第33号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時32分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。反対討論を行います。議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対して反対を表明します。

説明資料で行政自らが明らかにしているように、高齢化医療の高度化による医療費の増高、長引く景気低迷などによる所得の低下、滞納者の増加という状況があります。町民の状況は税の負担だけでなく、上下水道料金などの恒常経費の負担率の向上に加えて施設使用料や公共交通費の負担増などで収入における生活負担率は危機的状況にあります。

このような状況下にある町民全般にあって、行政は国民健康保険特別会計に毎年1億円もの税金を投入し、二重の税金投入であると言えます。しかし、その内訳は行政としての責任分、約7,000万円を含んでいるのです。国民健康保険の保険者には自営業者などが組織団体として運営する国保もあります。この団体国保ですら、今日の経済不況の影響を受けて組織から脱退する業者が増え、運営できなく解散する事態も生まれ、これらに入っていた自営業者は町の国保に加入されています。また、町の国保

の被保険者には、退職した人も 65 歳からは一般被保険者の加入者です。すなわち国民健康保険は、ほかの健康保険に加入していない人の命と健康を守る国民健康保険皆保険制度を保持する重要な責務を担っているのです。

この観点に立てば国の責務が第 1 であり、公約どおり消費税 5 %分を社会保障に回すことです。東北震災復興予算を震災復興に関係のない事業に用途する国を信用することはできません。この欺瞞に満ちた国の政（まつりごと）のもとで、町がその責任を果たすことは当然です。国民健康保険被保険者は、収入を生まない固定資産税では本税はもとより資産割課税として二重、三重に支払っている善良な町民です。人権尊重のまちを標榜するなら、町民を分断するような認識を改めることを訴えて反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1 番、伊谷正昭君。

○1 番（伊谷正昭君） 1 番、伊谷正昭です。私は平成 25 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は昭和 36 年に創設され、半世紀にわたって医療の確保と健康の保持増進など国民皆保険の中核的な役割を担ってきたところであります。この中におきまして、政府は社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な規模をその審査するために、内閣におきましては社会保障制度改革の基本方針に基づきまして、平成 25 年 8 月末までに社会保障制度改革を行うために必要な事項を審査をされるわけです。

また、県におきましては滋賀県国民健康保険広域等支援方針に基づきまして、滋賀県国民健康保険広域化協議会において、滋賀県の市町国保広域化に関する報告書が平成 25 年 3 月末に作成をされます。

このように国保を取り巻く情勢は大きく変化をしていく状況であります。当町における国保の医療費は県下でも低い状況ではありますが、年々増加の傾向があることから、特定健診、特定保健指導の実施や人間ドック助成、レセプト点検などにより、医療費の適正化に取り組めております。

長引く景気の低迷から保険税の低下などに影響を受け、国保財政に厳しい状況でもあります。保険税滞納者におきましては、短期被保険証や資格証明書の発行、徹底した納税指導などに努められ保険事業予算に増額の上、予算編成をされたものであります。本予算の承認について賛成をするものであります。

議員各位におかれましてはご理解をいただき、本予算の承認のご賛同をお願い申し上げます。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。反対討論を行います。議案第34号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対を表明します。

国が社会保障制度改革推進法を成立させ、目的で安定した財源を確保する受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るためとしています。受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度とは、公費を削って制度の枠組みが維持される仕組み、社会保障の要望が高まっても公費の負担にならない仕組みづくりということです。後期高齢者医療制度の運営を広域連合にしたのは、県民の声が届かない運営の仕組みによって、社会保障の要望が高まっても公費の負担にならないように受益と負担の均衡を探究できるからです。

後期高齢者医療制度は社会保障制度改革推進法の先取りを行い、自助自立を基本に県民相互の助け合いによる医療制度の促進を図り、弱者に下駄をはかせるなど強弁して進める社会保障制度改革推進法に強く抗議して、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。私は平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に賛成をする立場から討論を行いたいと思います。

高齢者を中心に増大する医療費を賄い、将来にわたり安心して医療が受けられるよ

う平成20年度から後期高齢者医療制度が導入をされ、今年で6年目を迎えるところ
であります。当町では大きな混乱もなく運営をいただいております。

この中で政府は社会保障制度改革推進法に基づきまして、社会保障制度改革を行
うために必要な事項を審査をするために、内閣に社会保障制度改革国民会議の設置を
されまして、社会保障制度改革国民会議では社会保障制度改革の基本方針に基づきま
して、平成25年8月末までに社会保障制度改革を行うために必要な事項の審査をさ
れます。

このような状況の中で、平成25年度の保険料は平成24年度と同一であります
が、さらに増大する医療費や厳しい財政状況を鑑み、必要性や緊急性を検証し、高齢者の
負担軽減を抑え、社会保障減額措置を継続するなど、高齢者に安心して医療が受けら
れるよう予算上計上をされているものであります。

引き続き、広域連合などとの連携を密にされ、高齢者へのきめ細かな対応にお願
いをし、本予算の承認について賛成をするものであります。議員各位におかれましては
ご理解をいただき、この予算の承認のご賛同をお願い申し上げまして賛成討論を終わ
ります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は委員長
報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告どおり可決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立多数であります。よって、議案第34号 平成25年度
愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。反対討論を行います。議案第
35号 平成25年度介護保険事業特別会計予算に対して反対を表明します。

介護保険が始まった時にはホテルコストなどサービス費用に含まれていたものが、
後年に実費となりました。平成24年度から第5期の介護保険料となり、保険料を上

げないという努力はされたとは言え、今大きな負担となっています。

国が平成24年4月の介護保険制度の改定で、生活援助時間については必要な量のサービスを提供すべきであることは従来どおりであるという通知を改定直前に出していましたが、その通知が事業所および利用者に負担を強いるものでした。生活援助がターゲットにされたことにより、時間区分を「30分以上60未満・60分以上」が20分・45分の時間軸を基本に「20分以上45分未満・45分以上」に再編され、介護報酬が2割近く引き下げられました。

そのことによって、利用者の負担はサービス料だけでなく、一人暮らしの利用者の生存や買い物という暮らしに大きな影響を与えているのです。生活援助時間の短縮は高齢者の自立生活を損なうだけでなく、事業者と利用者との信頼関係にも悪しき影響が作り出され、医療者の介護度の悪化につながっています。その要因は、時間短縮によるコミュニケーションが取れなくなってきたからです。第6期介護保険見直しに向けて、軽度の生活援助サービスをとりあげる改革が検討されていることは、介護崩壊の道であることを告発していくことを呼び掛けます。

社会保障の財源確保として消費税率のアップが、2014年4月に8%、2015年10月には10%ということになっていますが、このような高率が自民・公明・民主の3党合意により成立しましたが、社会保障制度改革推進法の最大の目的は、社会保障に対する徹底した公費の削減にあることを告発して、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。私は平成25年度介護保険事業特別会計予算に賛成をする立場から討論を行います。

高齢者が尊厳を持って自立した生活を続けられるよう介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって13年が経過をし、着実に定着をしております。また、急激な高齢化が進展することが介護に関する問題を避けて通れない部分になっており、要介護認定者も増加の一途をたどっております。

こうした中、第6期介護保険事業計画では、重点課題として一人ひとりに目が行き届く地域包括システムケアの構築を着実に推進をするために、健康の維持と介護予防の充実をはじめとした5つの基本方針によりまして、高齢者が安心していつまでもいきいきと暮らせるまちの実現を求めています。

これらの基本方針によりまして、これまでの実績を踏まえながら、変化する高齢者

像を見据え、必要な介護サービス量の確保・提供が努められておられるとともに、引き続き制度への理解促進などにより、特に保険料の収納対策に努められ、保険給付費の財源確保や介護予防事業を核とした元気な高齢者づくりに一層の取り組みの願いをするものであります。

本予算につきましては、第6期の介護保険事業計画を基本として編成をされたものであります。よって、承認について賛成をするものであります。

最後に委員各位におかれましてもご理解をいただき、予算承認をご賛同をお願いを申し上げ討論を終わります。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算は産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員会、竹中委員長。

[産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇]

○産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 産業建設常任委員会、委員長報告を行います。

平成25年3月22日 愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町産業建設常任委員会委員長 竹中秀夫

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月13日に産業建設常任委員5名の出席がありました。質疑の主なものは下水道事業の完了についてなど審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算は原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。本案に対する産業建設常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時53分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告1件、議案6件、請願2件、選挙1件、議提2件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、報告1件、議案6件、請願2件、選挙1件、議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（本田秀樹君） 追加日程第1、報告第1号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてを議題といたします。

本案について町部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 報告第1号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてご説明をさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書について、別冊のとおり報告させていただくものでございます。それでは別冊の白い冊子でございますが、平成25年度事業計画書、収支予算書、資金計画書をご覧いただきたいと思っております。

この土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき手続き団体の健全な発展と秩序ある整理を促進するため、公共用地となる土地の取得造成事業を実施するものであり、現在は5市6町で構成しているものでございます。

まず1ページの事業計画であります。平成25年度におきましては、新規の申し出予定もありませんので、こうした保有物件の適正な管理に努めるとともに、処分につきましては平成25年度で償還満了となる事業用地を当該申し出団体に譲渡することとしており、面積6110㎡、簿価にいたしまして1億3,497万1,000円であり、平成25年度末を持って公社の保有する土地はなくなることとなります。

2ページでございますが、借入利率等につきましては前年度と同率の1.875%であります。また、会議の開催について記載されてございます。

次に、3ページの収支予算であります。総額を1,940万7,000円と定めております。

次に、5ページの事項別明細書の収入でございますが、事業収入につきましては申し出団体からの償還元利金収入といたしまして1,601万2,000円、借入金は新規事業の申し出予定がなく科目設定のみの2,000円、6ページの事業外収入は利息収入、諸収入合わせて3,000円、繰上金は財政調整基金189万円を取り崩し、繰越金は150万円を見込まれてございます。

次に、支出につきましては会議費といたしまして8万1,000円、総務費については事務局運営費にかかる一般管理費、調査研究費合わせて310万9,000円、8ページに移りまして、事業費については新規の申し出予定がございませんので、それぞれ科目設定のみの4,000円、借入金、償還金につきましては申し出団体から償還を受けた事業資金償還金1,601万2,000円、積立金につきましても科目設定のみの1,000円、予備費については20万円を計上されております。

次に、9ページの資金計画であります。事業資金につきましては平成24年度末

残高が1,578万9,000円の見込みで、25年度中に同額の1,578万9,000円を返済して平成25年度末で借入金残高はなくなることになります。

これら平成25年度の事業計画、収支予算、資金計画につきましては、去る平成25年2月28日開催の滋賀県市町土地開発公社設立団体協議会におきまして、すべて原案可決されております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君）　これで報告1号を終わります。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君）　追加日程第2、議案第37号　愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長　宇野一雄君登壇〕

○副町長（宇野一雄君）　議案第37号　愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

追加議案書2ページ、追加議案説明資料1ページでございます。自然の力、愛荘町の豊かな歴史的、文化的遺産や優れた自然景観等を地域資源として活用した愛荘町まちじゅうミュージアム構想を強く進めますとともに、中山道の街道交流館整備を含めた中山道再生整備事業、合わせて集落コミュニティや民間非営利組織と一体化したまちづくりを推進するために、新しくまちづくり推進室を設置することとし、これまで教育委員会が所掌しておりました文化政策のうち、文化財、文化芸術に関する業務を除き、町文化の振興、まちづくり分野を町長所掌に移行したところでございます。

この1年間業務を進めてまいりましたが、湖東三山スマートインターチェンジ周辺まちづくりや社会資本総合整備交付金推進事業、愛荘町まちじゅうミュージアム構想の推進など地域文化の振興等々、総合行政や横断行政を進める中で、政策調整室とまちづくり推進室が相協調して担当する分野が続いてまいりましたので、政策調整室とまちづくり推進室を統合し、総合政策課に改めようとするものでございます。

条例の改定案でございますが、第1条の政策調整室を総合政策課に改め、まちづくり推進室を削るものでございます。また、所掌事務で第2条の政策調整室の項中、政策調整室を総合政策課に改め、同項に、ここに列記しております次の8号を加えるも

のでございます。

付則といたしまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。
これより、議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、議案第37号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第3、議案第38号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題にいたします。
本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。
〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 議案第38号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議案書の3ページ、別冊の説明資料の5ページをご覧くださいと思います。改定の理由といたしましては、人事院は平成23年9月30日に平成23年度給与勧告において給与構造改革における経過措置額について平成25年4月1日に廃止するとされたことから、人事院勧告に準じて給与の切り替えに伴う経過措置について条例の一部を改正するものでございます。

議案の本文でございますが、付則の第7項中、（付則で定年の職員は除く）に、その次に「平成25年3月31日までの間」を加えるものでございます。付則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番、瀧すみ江です。

この条例は給与構造改革における経過措置額が平成25年度から廃止されるという内容ですけれども、本町においてどのような影響があるのか。何人そういう影響を受ける方がいらっしゃるのか。それと、金額的と言っても難しいかも知れませんが、具体的にそのようなことがわかれば教えていただきたいと思います。何人の方はわかるとお思いますので、答弁をお願いします。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 今回お願いいたしますこの条例改正につきましては、ご承知のように平成18年の4月から施行されております給与構造改革によって施行がなされている一環として、条例の改正をお願いするものでございます。

平成18年4月から施行されていますこの構造改革については、平成17年の人事院勧告で示された内容でございまして、公共水準の引上げ等がされた中で、一定本町の場合ですと「行政職給与1」という表でございしますが、従来8級制を採用いたしておりましたが、6級制に移行いたしております。

そういう関係で、給料表の見直しを行っております関係から、適用号級に対応する給与月額に相する暫定給与と言いますか、経過措置の期間中については本来の支給すべき額と従来から支給されておりました額との差が生じますので、減給補償という兼ね合いから一定の経過措置をとられてきたものでございます。

その部分について、本来ですと平成24年度に2分の1上限1万円というふうな移行をしながら、平成25年の4月からは完全にこの経過措置についてはなくなるというふうな状況でございます。

当時、18年当時の人数はちょっと把握いたしておりますが、平成23年度中におきましては25名が対象でございまして、本年度24年度中につきましては9名が対象でございます。来年以降につきましては、ほとんどが高年齢者でございますので、3名ぐらいになる予定でございまして、順次これについては解消をされているというふうに思っております。

その月額の話でございしますが、それぞれ給与表によりまして調整率をかけてきます

ので、ちょっと額というのは示しにくい部分もございますし、%と言いましても一律の%もございますけれども、額的には2%ぐらいかな。額はあまりきちんと出せませんけれども、個々によって違いますので、そういうふうな調整によって動いているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江、反対討論を行います。議案第38号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対して反対を表明します。

この条例改正は給与構造改革における経過措置額が平成25年度から廃止されるという内容です。この給与構造改革における経過措置額が廃止されることは定年延長の制度構築を見据えた50歳代後半の賃金水準引き下げです。本町においても今の質疑で明らかになりましたが、このことによって給与が下がる職員、影響を受ける職員が3名ぐらい25年度から存在するということでした。このような賃金引き下げではなく、公務員、労働者の生活改善の内需拡大につながる賃金改善が必要であることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、議案第38号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第4、議案第39号 損害賠償の額を定めることに

ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 議案第39号を説明させていただきます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。損害賠償の額を定めることについて、損害を次のとおり賠償することについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。事故の概要につきまして、平成25年2月15日午後3時50分頃、滋賀県湖東土木事務所へ公務出張いたしました職員が滋賀県彦根市市役所駐車場に駐車しようとした際、後方不注意によりまして隣接して駐車中の相手方車輛の左前方側面に接触し、破損させたものでございます。損害賠償額につきましては7万8,948円でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第39号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第5、議案第40号 議会の議決を得た契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。北川管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

○**管理主監（北川孝司君）** 議案第40号 議会の議決を得た契約の変更についてご説明をさせていただきます。

追加議案書の5ページをご覧くださいと思います。議会の議決を得た契約の変更について、次のように変更契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の処遇または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

記といたしまして、

- 1、契約の目的 平成24年度物品第46号愛荘町総合行政情報システム更新事業
物品
- 2、契約の方法 随意契約
- 3、変更契約の金額 変更前の契約金額6,405万円
変更後の契約金額6,185万9,700円
- 4、契約の相手方 京都府京都市上京区千本通り元誓願寺上る南辻町369番の3
株式会社KKC情報システム 代表取締役 西垣 享

でございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○**議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（本田秀樹君）** 起立全員であります。よって、議案第40号 議会の議決を得た契約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（本田秀樹君）** 追加日程第6、議案第41号 平成24年度愛荘町一般会計

補正予算（第9号）を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○**総務主監（福田俊男君）** 議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。議案第41号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）をご説明をさせていただきます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,862万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億998万2,000円とするものでございます。第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。第3条 地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。「第2表繰越明許費」でございますが、追加といたしまして、総務費の庁舎監理事業282万5,000円、土木費ならびに教育費につきましては国の平成24年度日本経済再生に向けた緊急経済対策補正予算に伴い、社会資本整備総合交付金交付対象事業といたしまして、道路維持補修事業3,700万円、都市計画事業620万円、消防費につきましては防災対策事業472万5,000円、教育費につきましては愛知川幼稚園施設整備事業2,069万2,000円、秦荘公民館管理運営事業4,671万2,000円、体育施設管理事業1,185万7,000円を平成25年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

10ページにつきましては「第3表地方債の補正」でございします。合併特例事業の起債限度額を6,920万円追加し、2億8,450万円とするもので起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

事項別明細書12ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございしますが、国庫支出金土木費国庫補助金につきましては社会資本整備総合交付金4,934万5,000円の追加、諸収入雑入総務費雑入につきましては町有自動車損害共済保険金7万9,000円の追加、町債総務債につきましては合併特例債6,920万円の追加でございます。

次ページに移りまして、次に歳出でございしますが、総務費財産管理費につきましては、先ほど議案第39号でご説明いたしました公用車物損事故に伴います損害賠償金7万9,000円の追加、電子計算費につきましても、今ほど議案第40号でご説明いた

しました収納消し込み装置の取りやめによる電算用備品購入費 219 万円の減額でございます。土木費ならびに次のページの教育費につきましては国の平成 24 年度緊急経済対策補正予算に伴います社会資本整備総合交付金交付事業交付対象事業といたしまして土木費の道路維持事業につきましては旧中山道愛知川宿道路カラー舗装工事請負費 3,700 万円の追加、都市計画費都市計画総務費につきましても東部地域公園整備事業測量設計業務委託料 620 万円の追加、教育費幼稚園費につきましても愛知川幼稚園グラウンド拡張事業測量設計および監理業務委託料 329 万 4,000 円の追加、工事請負費につきましても旧愛知川学校給食センター解体工事 1,739 万 8,000 円の追加、社会教育費公民館費につきましても旧秦荘公民館解体工事監理業務委託料 92 万 4,000 円の追加および工事請負費 4,578 万 8,000 円の追加、次のページに移りまして保健体育費体育施設費につきましては、旧愛知川テニスコート跡地整備工事設計監理委託料 85 万 7,000 円の追加および工事請負費 1,100 万円の追加、これらいずれも平成 25 年度へ全額繰越するものでございます。

諸支出金、基金費、財源調整基金費につきましては財源調整といたしまして財政調整基金積立金 172 万 6,000 円の減額でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 4 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 4 1 号 平成 24 年度愛荘町一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 7、議案第 4 2 号 平成 25 年度愛荘町一般会計

補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○**総務主監（福田俊男君）** 議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）をご説明させていただきます。

先ほどは議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算ならびに議案第41号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）をお認めいただきまして、ありがとうございます。

早々ではございますが、国の平成24年度日本経済再生に向けた緊急経済対策補正予算の関係から、歳入歳出の調整をお願いするものでございます。

第1条 歳入歳出それぞれ1億2,456万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ85億8,143万9,000円とするものでございます。第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。「第2表地方債の補正」でございまして、変更といたしまして、合併特例事業の起債限度額を7,560万円減額し、4億4,210万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

事項別明細書の20ページをお願いしたいと思います。まず、歳入でございますが、国庫支出金土木費国庫補助金につきましては社会資本整備総合交付金3,525万円の減額、繰入金財政調整基金繰入金につきましては財源調整として1,371万1,000円の減額、町債総務債につきましては総務合併特例債7,560万円の減額でございます。

次のページに移りまして、歳出でございますが、総務費総務管理費の財産管理費につきましては、東近江警察署旧愛知川警部交番改修計画の調整によりまして設計監理業務委託料100万円の減額、工事請負費につきましても燃料地下タンク点検工事以外の改修工事費850万円の減額でございます。

土木費ならびに教育費につきましては、国が平成24年度緊急経済対策補正予算に伴います社会資本整備土木交付金交付対象事業によりまして土木費の道路橋梁費、道路維持費につきましては旧中山道愛知川地区道路カラー舗装工事請負費2,960万円の減額、都市計画費都市計画総務費につきましても東部地域公園整備事業測量設計業務委託料620万円の減額、教育費幼稚園費につきましても愛知川幼稚園グラウンド拡張

事業測量設計および管理費用の委託料 329 万 4,000 円の減額、工事請負費につきましては旧愛知川学校給食センター解体工事 1,739 万 8,000 円の減額、社会教育費公民館費につきましては旧秦荘公民館解体工事管理業務委託料 92 万 4,000 円の減額および工事請負費 4,578 万 8,000 円の減額、保健体育費体育施設費のつきましても旧愛知川テニスコート解体工事設計監理委託料 85 万 7,000 円の減額および工事請負費 1,100 万円の減額でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 4 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 4 2 号 平成 2 5 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 8、請願第 1 号 米軍関係者による事件、事故における第 1 次裁判権放棄の密約の破棄および日米地域協定の見直しを日本政府に求める請願を議題にいたします。

お諮りします。請願第 1 号について、愛荘町議会会議規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、請願第 1 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

請願第 1 号について、紹介議員の説明を求めます。1 5 番、辰己 保君。

〔1 5 番 辰己 保君登壇〕

○15番(辰己 保君) 請願第1号をご提案申し上げます。

請願第1号 愛荘町議会議長 本田秀樹様

請願書 米軍関係者による事件、事故における第1次裁判権放棄の密約の破棄および日米地域協定の見直しを日本政府に求められるよう請願いたします。

請願の趣旨 沖縄県や神奈川県等、全国各地で米軍関係者による事件、事故が依然として頻繁に発生しています。この米軍兵士や軍属による事件、事故において、それが公務執行中であれ、公務外であれ、罪を犯した関係者を日本の法律で厳正に裁けるよう、日米地位協定を抜本的に改正せよの声が全国に広がり、日米政府は2011年1月23日に日米地位協定の運用改善をしました。

しかし、この運用改善は、引き続き米軍兵士や軍属の第1次裁判権を米側が持つ構造を変えるものにはなっておらず、あくまで米側の恩恵的配慮で行うことに過ぎません。

この背景には日米地位協定上、日本が第1次裁判権を有する公務外の米兵犯罪について、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがないとする1953年9月に日米間が交わした密約があります。この密約については2011年8月26日、外務省はその文書の存在を認めたものの、これは当時の担当者の一方的政策的発言に過ぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され裁かれている旨の見解を示しました。

しかし、日本平和委員会が情報公開法に基づき、入手した法務省統計資料によると、2011年に起こった米兵軍属家族による犯罪の一般刑法犯(自動車による過失致死傷を除く)の起訴率は13%です。日本全体における起訴率42%(2010年)に比べても極めて低い状況にあります。

このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故、事件における第1次裁判権放棄の密約を日米間の密約として認め、それを破棄しない限り、これまでと同様に不当な対応が続き、日本国民の人権が著しく蹂躪され続けられます。

このことは日米地位協定第2条4Bにより、1年間に6週間米軍基地にされ、毎年のように日米合同演習(共同訓練)が行われている饗庭野練習場を抱える滋賀県民にとっても切実な問題です。

以上の趣旨により、米軍関係者による事故、事件における第1次裁判権を放棄の密約の破棄と日米地域協定の見直しを日本政府に求められるよう請願します。

2013年2月21日

請願者 草津市木川町 818 木村方、滋賀県平和委員会代表理事 井本善久

紹介議員 辰己 保

瀧 すみ江

この密約については認めながらも、実際問題その行使をしっかりと、欺瞞に満ちた説明で終わっているということでもあります。特にその密約については1953年法務省政治局が実質的に重要と認められる事件のみ裁判権を行使するとの通達を、全国の地検など関係当局に送付、事実上裁判権を放棄するよう指示していたことが同省などが作成した複数の内部資料で分かった。法務省は地検に慎重な配慮を要請し、事件の処分を決める際は批判を防ぐ恐れのある裁判権行使ではなく、起訴猶予とするよう命じていたことも判明、地検の問い合わせには今も日米地位協定に基づき、日本が第1次裁判権を行使できない公務中の事件の経緯を広く解釈するよう回答していたというふうなことも明らかになっています。

この請願の趣旨の文中にありますように、日本国民の人権そのものが蹂躪され続けていることに強く怒りを持つ次第ですし、この請願趣旨に賛同をいただいて、日本国民の権利、要するに人権を尊重するというので、適正なご議決をいただきますようお願いを申し上げて提案とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、請願第1号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立少数であります。よって、請願第1号 米軍関係者による事件、事故における第1次裁判権放棄の密約の破棄および日米地域協定の見直しを日本政府に求められる請願は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を50分からとさせていただきます。

休憩 午後 2 時 3 2 分

再開 午後 2 時 4 9 分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 9、請願第 2 号 年金 2.5%の削減中止を求める請願を議題にいたします。

お諮りします。請願第 2 号について、愛荘町議会会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

請願第 2 号について、紹介議員の説明を求めます。12 番、瀧 すみ江君。

〔12 番 瀧 すみ江君登壇〕

○12 番（瀧 すみ江君） 請願第 2 号の方の説明をさせていただきます。朗読を持って説明に代えさせていただきます。

請願第 2 号 年金 2.5%の削減中止を求める請願

紹介議員 瀧 すみ江
辰己 保

請願団体 全日本年金者組合滋賀県本部彦根愛犬支部

執行委員長 八田光雄 彦根市後三条町 601 の 5

請願趣旨 町民の福祉増進への日頃のご尽力に敬意を表します。さて、昨年 11 月 16 日には衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま、今年 10 月から 3 年間で年金を 2.5%も削減する法律が成立しました。

物価スライド特例水準の解消を理由としていますが、これは 2000 年から 2002 年に消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置です。灯油などの生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10 年以上も遡って年金を引き下げる理由はありません。

来年 4 月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さは計り知れません。特

例水準の解消は毎年 0.9%以上も年金を削減するデフレ化のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れがつくられようとしています。年金削減は高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもありません。深刻な不況が続く日本経済への妥協も看過できません。このような年金削減の流れを変えたいとする私たちの運動にご理解いただき、不況をより深刻にする年金 2.5%削減の実施を中止するよう、地方自治法第 99 条の規定による意見書を国に提出されるよう請願します。

請願事項 1 年金 2.5%削減の中止を求める意見書を国に提出すること

請願理由 1、地方自治法第 124 条の規定により上記のとおり請願書を提出します。

2013 年 2 月 21 日 愛荘町議会議長 本田秀樹殿

請願書の趣旨をご理解いただきまして、適正な判断をしていただき、何卒採択していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、請願第 2 号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、請願第 2 号 年金 2.5%の削減中止を求める請願は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 15 分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま意見書 1 件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、ただちに議題にすることに決定いたしました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第1、意見書第1号 年金2.5%削減中止を求める意見書を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江保君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。ただいまは請願を採択していただきまして、ありがとうございました。

では、意見書の方の提案をさせていただきます。

意見書第1号 年金2.5%削減中止を求める意見書。上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年3月22日

提出者	愛荘町議会議員	瀧 すみ江
賛成者	同	嶋中まさ子
賛成者	同	城貝 増夫
賛成者	同	徳田 文治
賛成者	同	小杉 和子
賛成者	同	吉岡 忍ミ子
賛成者	同	森 隆一
賛成者	同	辰己 保

愛荘町議会議長 本田秀樹様

年金2.5%削減中止を求める意見書

昨年、国会は年金減額法を含む国民生活に直結する重要法案を成立させた。その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧される。また、公的年金控除縮小や老年者控除の廃止などで税負担が増加していること、また介護保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険などの負担も増加しており、現在の年金生活者の生活状況は苦しくなっている。年金の削減は消費を冷え込ませ不況を一層深刻にし、地域経済に大きな影響を及ぼすとともに国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。来年4月からの消

費税が引き上げになればその深刻さは計り知れない。さらに、今準備されているデフレ化のマクロ経済スライドの実施などは限らない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。

以上の趣旨から政府におかれては下記事項を実行されることを強く要請する。

記

年金 2.5%削減を中止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する

2013 年 3 月 22 日 滋賀県愛知郡愛荘町議会

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

厳正なご審議の結果、ご議決をよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、意見書第 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、意見書第 1 号 年金 2.5%削減中止を求める意見書は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎議提第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 10、議提第 1 号 議会改革特別委員会設置期限延長に関する決議を議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。15 番、辰己 保君。

〔15 番 辰己 保君登壇〕

○15 番（辰己 保君） 議員提案として決議をご提案申し上げます。

議提第 1 号 議会改革特別委員会設置期限延長に関する決議。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 25 年 3 月 22 日	提出者	愛荘町議会議員	辰己 保
	賛成者	同	森 隆一
	賛成者	同	竹中 秀夫
	賛成者	同	伊谷 正昭
	賛成者	同	高橋 正夫
	賛成者	同	外川 善正

愛荘町議会議長 本田秀樹様

議会改革特別委員会設置期限延長に関する決議

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

- 1、名称 議会改革特別委員会
- 2、設置の根拠 地方自治法第 110 条および愛荘町議会委員会条例第 5 条
- 3、目的 議会改革に関する調査研究
- 4、設置期限 平成 25 年 12 月議会定例会閉会までとし、閉会中もなお調査研究をおこなう。
- 5、定数 6 人、提出理由 平成 25 年 3 月定例会閉会までの期限であったが、議会基本条例制定までの協議に至らなかったために、今回延長のご提案を申し上げ、皆様のご賛同をいただいて目的達成のために頑張っていきたいというふうな所存であります。どうかご議決よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議提第 1 号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議提第 1 号 議会改革特別委

員会設置期限延長に関する決議は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎選挙第1号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第11、選挙第1号 愛知郡広域行政組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

愛知郡広域行政組合議会議員に、河村善一君、伊谷正昭君、本田秀樹君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました3名を愛知郡広域行政組合議会議員に当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました河村善一君、伊谷正昭君、本田秀樹君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議提第2号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第12、議提第2号 議員派遣についてを議題にします。

愛荘町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付した文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議提第2号 議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（本田秀樹君） これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。これをもって平成25年3月愛荘町議会定例会を閉会いたします。

最後に町長。

○町長（村西俊雄君） 今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会で可決いただきました平成25年度一般会計予算は国の公共事業拡大に伴う社会資本整備を中心に24年度予算への前倒し内示によりまして、24年度の予算で執行することとなりましたので、新年度早期に事業が着手できるよう今後進めたいと考えています。

次に、新年度が間もなく始まりますが、今年の退職者は13人、新規採用者は一般事務職のほか保健師、保育士、社会福祉士、介護支援専門員、食育指導員、司書など16人を予定をいたしています。その他、県から税務の共同徴収人2人、農業の指導員1人の派遣を受けられることとなっております。

次に、先日、図書館で町史編さんに関わっていただきました滋賀大学経済学部の筒井正夫教授から、愛知郡の時代についてのトークがございました。それによりますと、明治政府が明治11年に郡制を敷き、最初豊満寺に愛知郡役所が開所をされ、そこに郡長を配して神崎・愛知両郡の役所をそこに置いたということでありました。以来、大正15年に郡役所が廃止になるまで48年間、我が国の招致機関の一旦として郡役所が置かれていたということでもあります。

現在の愛知郡役所は、郡制が廃止になるわずか4年前の大正11年に建てられたもので、今年で91年目となります。つまり、近世の城がここに行われていたわけで、愛知郡役所は歴史の上においても極めて重要な意義を持つ愛知郡の城跡であると思っております。今となつては、愛知郡は唯一愛荘町だけがその名を冠しているところがありますが、後世の子や孫に愛知郡の中心がここに置かれていたんだよと愛知郡の由来を伝えるためにも、今も奇跡的に形として残っているこの郡役所は、歴史的にも文化的にも非常に価値の高い、何よりの生きた証であると思っております。

皆さま方の大局的なご理解を切にお願いする次第であります。

最後に、閉会にあたりまして、議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、3月議会閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） 長時間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後3時29分

上記会議の次第は事務局長 徳田幸子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 1 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 2 番